

豊川市空家バンク運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等を有効活用することにより、地域の活性化並びに移住及び定住の促進を図るため、空家バンクを設けるとともに、空家バンクの運営に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存在する居住の用に供する一戸建ての建物（個人が所有しているものに限る。）であって、現に居住者がいないもの（居住者がいなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築した建物及びこれらの敷地は除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込を受けた情報を登録し、空家等の利用を希望する者に対し、当該空家等の情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外の手段による空家等の取引を妨げるものではない。

(協定の締結)

第4条 市長は、空家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部（以下「宅建協会」という。）と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 次条第2項の登録に必要な調査に係る協力に関する事項
- (2) 空家等の売買、賃貸借等に係る契約交渉の仲介に関する事項
- (3) 前2号の事項に関係して宅建協会に提供する個人情報の取扱いに関する事項

(空家等の登録申込等)

第5条 空家バンクに空家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、豊川市空家バンク登録申込書（様式第1号）に豊川市空家バンク登録カード（様式第2-1号。以下「登録カード」という。）及び豊川市空家バンク公開カード（様式第2-2号。以下「公開カード」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、空家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、空家バンクへの登録を申し込むことはできない。

- (1) 空家等に居住の用に供する部分及び事業の用に供する部分が併存し、居住の用に供する部分の面積が当該空家等の延床面積の2分の1未満の場合
- (2) 空家等が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域内に存在し、当該空家等について同法第43条の用途変更に係る県知事等の許可の見込みがない場合

(3) 空家等が差押えを受けている場合

(4) 所有者等が豊川市暴力団排除条例（平成23年豊川市条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）である場合

(5) 空家等の売買、賃貸借等において既にこれを管理する事業者が設定されているため、第4条第1項第2号に支障があると認められる場合

(6) その他市長が空家バンクへの登録を適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定による登録の申込があったときは、登録に必要な調査を実施してその内容等を確認し、適当と認めたときは、豊川市空家バンク登録台帳（様式第3号）に登録し、豊川市空家バンク登録完了書（様式第4号）を当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の調査に必要な協力を宅建協会に求めるものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録された空家等に関する登録カード及び公開カードに記載された情報を宅建協会に提供するものとする。

5 第2項の規定による登録の有効期間は、豊川市空家バンク登録台帳に登録された日の属する年度の初日から2年を経過した日（以下「期間満了日」という。）までとする。

（空家等に係る登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、豊川市空家バンク登録変更届出書（様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した登録カード及び公開カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空家バンクの登録の取消し）

第7条 市長は、空家等の登録が次の各号のいずれかに該当するときは、豊川市空家バンク登録台帳から当該空家等の登録を抹消するとともに、豊川市空家バンク取消通知書（様式第6号）を物件登録者に通知するものとする。

- (1) 物件登録者が空家等の所有者等でなくなったとき。
- (2) 豊川市空家バンク登録申込書の記載内容に虚偽があったとき。
- (3) 物件登録者から豊川市空家バンク登録取消願書（様式第7号）が提出されたとき。
- (4) 所有者等が暴力団員等であると認められるとき。
- (5) 豊川市空家バンク登録台帳に登録された空家等（以下「登録物件」という。）が期間満了日を徒過したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

（空家等情報の公開）

第8条 市長は、豊川市空家バンク登録台帳に登録された空家等に係る公開カードに記載された情報を市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公開するものとする。

（空家等の利用希望に係る登録申込）

第9条 空家バンクを利用して、空家等の買受け、借受け等を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ豊川市空家バンク利用登録申込書（様式第8号）を市長に提出して、空家バンクの利用者登録の申込をするものとする。ただし、利用希望者が暴力団員等であるときは、申し込むことができない。

2 市長は、前項の申込があったときは、その内容等を確認し、適当と認めたときは、利用希望者に関する情報を豊川市空家バンク利用者登録台帳（様式第9号）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、豊川市空家バンク利用登録

完了書（様式第10号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更）

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、豊川市空家バンク利用登録変更届出書（様式第11号）により、速やかに変更内容を市長に報告しなければならない。

（利用登録の取消し）

第11条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、豊川市空家バンク利用者登録台帳から抹消するとともに、豊川市空家バンク利用登録取消通知書（様式第12号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 暴力団員等であると認められるとき。
- (2) 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込内容の虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から豊川市空家バンク利用登録取消願書（様式第13号）が提出されたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか市長が適当でないと認めたとき。

（登録された空家等の利用の申込）

第12条 登録物件の買受け、借受け等を希望する利用登録者（以下「交渉希望者」という。）は、豊川市空家バンク物件交渉申込書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、第1項の規定による申込があったときは、登録物件の物件登録者及び宅建協会にその旨を通知するものとする。

（物件登録者及び交渉希望者の契約等）

第13条 市長は、物件登録者及び交渉希望者の空家等の売買、賃貸借等の契約及び当該契約に係る交渉については、関与しない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市空家バンク運用要綱の規定に基づいて作成されている豊川市空家バンク登録申込書その他の用紙は、改正後の豊川市空家バンク運用要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。